給食費の減免について

保育園、幼稚園に在園しているお子様で、次のいずれかに該当する場合は、給 食費のうち副食費が減免され、主食費のみとなります。

【保育園】

- (1) 対象保護者の市民税所得割額が57,700円未満の世帯の子ども
- (2) 同一世帯で保育園・幼稚園等に在園している子どもの中で第3子以降の子ども
- (3) ひとり親世帯等であり、対象保護者の市民税所得割額が 77,101 円未満の 世帯の子ども

【幼稚園】

- (1) 対象保護者の市民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
- (2) 同一世帯で小学校3年生以下の子どもの中で第3子以降の子ども(小学生 未満の場合は、保育園・幼稚園等に在園の場合に限る)

○市民税所得割額とは

対象保護者の課税されている市民税所得割額に、住宅ローン控除、配当控除、 外国税額控除等を適用する前の市民税額の合計額となります。

○対象保護者とは

法律上の婚姻関係にある父母だけでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者も算定対象となります。また、父母の収入金額が150万円(ひとり親家庭は120万円)を超えない場合で、同一地番内に次の(1)、

- (2) に該当する者がいる場合は、その者も算定対象となります。
- (1) 祖父母のうち収入金額が父母の収入金額の合計を上回る者(2人以上ある場合は最高額の者)
- (2) 祖父母以外で、児童又は父母を市民税の扶養親族としている者(2人以上ある場合は収入金額の最高額の者)

○ひとり親世帯等とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない者で現に子どもを 扶養している者の属する世帯。在宅で、身体障がい者手帳の交付を受けている者、 療育手帳の交付を受けている者、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けてい る者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障がい基礎年金の受給者のい る世帯。